

**【鹿児島県】長期優良住宅の自然災害リスクに係る認定基準
(法第6条第1項第4号)**

区域	認定の可否	
<p align="center">地すべり防止区域 【地すべり等防止法】</p>	<p align="center">原則 認定不可</p>	<p>【原則の例外】 区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合</p>
<p align="center">土砂災害特別警戒区域 【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p>		<p>【原則の例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県建築基準法施行条例第27条の規定により特定行政庁が建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと認める場合 ・ 薩摩川内市災害危険区域に関する条例第3条第2項の規定により市長の認定を受けた場合 ・ さつま町災害危険区域に関する条例第4条の規定により町長の認定を受けた場合
<p align="center">災害危険区域 【建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊危険区域（県） ・ 河川の出水による危険の著しい区域（薩摩川内市、さつま町） 		<p>【原則の例外】 区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合</p>
<p align="center">津波災害特別警戒区域 ※ 【津波防災地域づくりに関する法律】</p>		<p>【原則の例外】 区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合</p>
<p align="center">浸水被害防止区域 ※ 【特定都市河川浸水被害対策法】</p>		<p align="center">認定可</p> <p align="center">制限なし</p>
<p align="center">洪水浸水想定区域 【水防法】</p>		
<p align="center">雨水出水浸水想定区域 ※ 【水防法】</p>		
<p align="center">高潮浸水想定区域 【水防法】</p>		
<p align="center">土砂災害警戒区域 【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p>		
<p align="center">津波災害警戒区域 【津波防災地域づくりに関する法律】</p>		

※現時点で県内に指定なし

注 鹿児島市の区域内にあっては全て、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては、建築基準法第6条第1項第4号に係る建築物を除く。